

## 一水会選考委員会規定

第一条 選考委員会は、大阪弁護士会の会長、副会長の候補者として推せんを受けうべき者を選考する。

第二条 選考委員会は、左の各号に掲げるものをもって構成する。

(一) 六十五名の選考委員

(二) 選考すべき年度の一水会の幹事長、副幹事長

(三) 選考すべき年度の一水会の会員である大阪弁護士会の会長、副会長

2 前項(一)号の選考委員は、選考する前年度の三月の定時総会において、同項(二)号および(三)号に該当する者を除いた会員の中から、二十名以内の無記名不完全連記投票により選出する。ただし、総会において投票することができない会員のため不在者投票の制度を設け、幹事長がこれを運営する。

3 前項の投票の結果、同数の得票者が複数あり、そのため定員を超える場合にはその同数の得票者中で抽選により決定する。

4 選考委員に欠員が生じた場合にはその補充は行わない。

5 選考委員の任期は選考すべき年度の四月一日から一ヶ年とし、重任を妨げない。

第三条 選考委員会は必要の都度議長が招集する。

2 幹事長は選考委員会の議長となり、幹事長に支障ありたるときは委員の互選により議長を選出する。

第四条 選考委員会における決議は、委員の過半数が出席して無記名投票によるものとし、その過半数によって決する。但し、第五条の届出をした選考委員は、次の手続に参加することができない。

(一) 当該選考委員が大阪弁護士会の会長の候補者として推薦を受けうべき者としての選考を受けようとするときは、大阪弁護士会の会長の候補者として推薦を受けうべき者の選考。

(二) 当該選考委員が大阪弁護士会の副会長の候補者として推薦を受けうべき者としての選考を受けようとするときは、大阪弁護士会の副会長の候補者として推薦を受けうべき者の選考。

2 大阪弁護士会の会長、副会長の候補者として推せんを受けうべき者の選考は、選考を受けようとする者が複数あるときは、それぞれについて行う。

3 前項の定めにかかわらず、出席者の三分の二以上の賛成を得た場合には、その賛成を得た選考方法によることができる。

第五条 選考を受けようとする者は、自署、捺印した書面によりその旨を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出の期間は選考委員会の決定に基づきあらかじめ議長が会員に通知する。

第六条 選考委員会は、選考についての審議をするにあたり、選考を受けようとする者に直接意見を述べさせなければならない、その他自ら必要な調査を行うことができる。

第七条 候補者として推せんを受けうべき者を決定したときは、議長はすみやかにその決定内容を会員に通知しなければならない。

第八条 選考を受けた者が辞退または事故等により推せんを受けるための届出をしないことが明らかとなり、そのため推せんを受けうべき者がいなくなることが明らかとなった場合には、選考委員会は第五条第二項の規定による再度の届出期間を決定し、議長はこれを会員に通知しなければならない。

附則（昭和五十九年三月二十二日）

一 本規定は昭和六十年四月一日より効力を生じる。

二 昭和六十年度にかぎり、本規定第二条第二項の「選考する前年度の三月の定時総会」は「春季定時総会」と、同条第五項の「選考すべき年度の四月一日から一ヶ年」は「春季定時総会から昭和六十一年三月三十一日」と各々読み替える。

附則（平成三年十一月二十二日）

三 第四条第一項及び第三項の改正規定は、平成三年十一月二十二日から施行する。

附則（平成六年十一月二十四日）

四 第二条第一項及び第二項の改正規定は、平成六年十一月二十四日から施行する。

附則（平成十四年十一月二十二日）

五 1 第二条第一項の改正規定は、平成十四年十一月二十二日から施行する。

2 平成十五年度から平成十七年度までの選考委員については、本規定第二条第二項の規定にかかわらず、本規定第二条第一項（一）号の六五名のうち、六

〇名については、同条第二項の投票の結果の得票の多い順に選出し、その余の五名については、司法修習終了後一〇年以内の会員（前段の六〇名に含まれる者を除く）から、同投票の結果の得票の多い順に選出するものとする。

3 本規定第二条第三項の規定は、前項による選出に準用する。

附則（平成十五年十一月二十一日）

六 第二条及び第四条第一項の改正規定は、平成十五年十一月二十一日より施行する。

附則（平成十九年十一月二十六日）

七 第四条第三項の改正規定は、平成十九年十一月二十六日より施行する。